

池上曽根史跡公園 イベント利用の手引き

令和 8 年 7 月
和泉市教育委員会

目次

1. 公園の概要	1
2. 利用可能区域	1
3. 利用可能日時	1
(1) 利用可能日	1
(2) 利用時間	1
4. 利用条件	1
(1) イベントの目的・内容	1
(2) 運営体制	2
①主催者による運営責任者の明確化	2
②安全管理・事故防止	2
③一般来園者や周辺地域とのトラブル防止	2
④交通トラブルの防止	3
(3) 施設利用	3
①施設設置	3
②イベントで発生するゴミ	3
③飲食物の提供に伴う対応	3
④関係車両の進入・駐車	3
⑤ペットのイベントを行う際の注意事項	4
⑥利用後の原状回復義務	4
5. 利用の手続き	4
(1) 手続きの流れ	4
(2) 事前打合せ	5
(3) 使用許可申請手続き	5
(4) 完了報告	5
6. その他必要な手続き	6
(1) 史跡の現状変更	6
(2) その他、想定される手続	6
7. 許可の取り消し	6
8. 参考 和泉市史跡公園条例（抄）	7
9. 参考 和泉市史跡公園運営規則（抄）	8
10. 文化財保護法（抄）	11
11. 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（抄）	12

1. 公園の概要

池上曽根史跡公園（以下、本公園という。）は、約 2000 年前の弥生時代に築かれた大規模集落の遺跡である池上曽根遺跡（以下、本遺跡という。）の保存と活用を図るため、平成 13 年（2001）に開園しました。

本公園は、都市公園法に基づく都市公園とは異なり、和泉市史跡公園条例に基づいて管理・運営が行われています。また、本公園の全域は、文化財保護法に基づく史跡に指定されていることから、その現状変更は制限されています。

2. 利用可能区域

本公園を利用しようとする者は、本公園の管理棟である池上曽根弥生情報館（以下、弥生情報館という。）の職員と協議し、利用可能区域について確認する必要があります。

なお、本公園を利用するにあたり、公園の全域を占有し、一般来園者の利用を制限することはできません。利用可能区域は、一般来園者の利便性や安全確保を考慮して決定します。

3. 利用可能日時

（1）利用可能日

1月5日から12月27日まで

毎週月曜日以外（月曜が祝日の場合は可、その次の平日は不可）

同一イベントでの連続利用は3日間まで（設営・撤去の日数を含む）

（2）利用時間

午前9時～午後5時まで（設営・撤去作業を含む）

*これらによりがたい場合は、弥生情報館と別途協議が必要です。

4. 利用条件

（1）イベントの目的・内容

本公園の利用にあたっては、この手引きの内容を十分に理解し、その利用の目的又は内容が、つぎの（1）から（4）のいずれかに該当し、和泉市史跡公園条例の主旨に基づくことを条件とします。

（1）	教育・生涯学習の場としての活用	本遺跡が持つ歴史的・文化的な価値をあらゆる世代の人びとに知ってもらえるような活用
（2）	地域コミュニティ形成の場としての活用	地域アイデンティティの形成が促進され、地域への愛着や誇りが高まることで、地域の活性化が期待されるような活用
（3）	歴史的景観としての活用	本遺跡公園を含め、そこにある歴史的な景観の維持と弥生の風景の再現を目指しながら活用
（4）	地域資源としての活用	大阪府立弥生文化博物館、弥生学習館（泉大津市）など周辺施設との連携を図る活用

（２）運営体制

イベントに伴うすべての責任は主催者にあります。さまざまなトラブルを回避するために、以下のことについて明確化しておくものです。

①主催者による運営責任者の明確化

主催者は、以下の事項に責任ある対応ができる運営責任者を配置してください。

- ・使用申込からイベント終了後の片付け完了まで、イベント全体を掌握すること。
- ・基本的に使用期間（設営から撤収まで）は現場に常駐すること。
一部常駐が不可能となった場合は、弥生情報館に通知のうえ代理人を配置すること。
- ・設備設営者、運営担当者、出店者、イベント参加者の指揮監督を行うこと。
あらかじめ、利用条件などの遵守事項の周知徹底を図ること。
- ・各運営担当者などへの指揮命令系統が確立されていること。
- ・弥生情報館から常に連絡を取る体制を確保すること。
- ・周辺地域やイベント参加者からの苦情に適切に対応すること。イベントに起因して弥生情報館に寄せられる苦情についても、問題の解決に向けて誠実な対応を行うこと。
- ・一般来園者から運営担当者がわかるようにしておくこと。（ビブス・名札・腕章等）

②安全管理・事故防止

事故防止対策

- ・設営から片付け完了まで、適切な安全対策を講じること。
- ・車両の進入を伴う場合は、一般来園者との接触がないように特に注意すること。
- ・夜間、公園内に資材を置く場合は、必要に応じて警備員を配置すること。
- ・危険物・火気器具など（液体・固体・気体燃料を使用する器具、ドローンなど）は基本的に使用不可とします。どうしても必要な場合は、弥生情報館や消防署などの関係機関と協議を行うこと。
- ・ステージやブースなどの設置には、参加人数に応じて通路や空間などを、安全に利用できる環境を確保すること。

事故発生時の責任体制の確保

- ・イベントを原因とした事故などが発生した場合を想定し、イベント保険へ加入するなど、主催者側で責任が取れる体制を確保すること。

事故発生時の対応

- ・事故発生時は、運営責任者が速やかに弥生情報館に報告するとともに、警察や消防救急など関係機関への通報やイベント中止などを判断し、適切に対応すること。

③一般来園者や周辺地域とのトラブル防止

- ・公園の一般来園者や周辺地域に迷惑をかけることがないようにするものとし、必要に応じて地域への事前説明を行うこと。
- ・ステージやブースなどは一般来園者の通行の妨げとならないように配置し、また周辺に騒音などの迷惑が掛からないように配慮すること。

④交通トラブルの防止

- ・弥生情報館が本公園の敷地内に仮駐車スペースを指定する場合においても、駐車できる台数には限りがあります。イベントに起因して周辺道路が混雑することが予想される場合は、主催者がみずからの責任において公園の敷地外に臨時駐車場を確保し、交通誘導員を配置するなど、交通渋滞等が発生することのないように必要な対応を行うこと。

（３）施設利用

①施設設置

- ・強風により設置施設が飛ばされることのないよう対策を講じること。
- ・テントやステージなど設置する場合、杭やペグなどによる打ち込みは避け、ウエイトなどで対応すること。やむを得ず杭やペグなどを打ち込む場合には、あらかじめ弥生情報館と相談すること（（６）１参照）。

②イベントで発生するゴミ

- ・ゴミの発生が予想される場合は、主催者がゴミ箱を設置し、ゴミの回収処分まで行うこと。
- ・主催者は、イベント開催期間中、会場及び会場周辺の清掃を行うこと（トイレ含む）。
- ・主催者は、イベント終了後に、清掃を行い、ゴミ類の回収処分まで行うこと。出展者やイベント参加者が放置したゴミなどについても、主催者が責任を持って片付けを行うこと。

③飲食物の提供に伴う対応

- ・調理を行う場合は、草地などの地面に汚れ防止対策を講じること。
- ・食品を提供する場合は、食品衛生法などに基づく営業許可が必要な場合があるので、保健所に確認すること。
- ・酒類の販売及び提供は、原則として禁止とします。

④関係車両の進入・駐車

園内への車両進入・駐車は原則禁止としていますが、イベントの設営・撤去などの必要に応じて、関係車両のみ進入・駐車を可能とします。

- ・進入、退出口には警備員やスタッフを配置するなどし、一般車両の進入がないように監視・誘導を行うこと。また、事前に進入・退出時間や公園内の通行経路を弥生情報館と協議を行うこと。
- ・イベント実施の１週間前までに関係車両リストを提出すること。
- ・関係車両が公園内を通行する際は、フロントガラスに車両進入許可書を置くなど、見えるところに掲示すること。
- ・公園内に進入した関係車両は、一般来園者の安全確保に注意し、ハザードランプを点滅させた上で、決められた経路のみを時速 10km 以下で徐行すること。クラクションやアイドリングは禁止とし、必要と認められる場合は誘導を行うこと。
- ・公園設備へ接触し、又は損傷を与えた場合は、速やかに弥生情報館に連絡し、その指示に従うこと。

⑤ペットのイベントを行う際の注意事項

- ・一般来園者が不安を覚えないよう、ペットにはリード使用し、リードも短く持つか、または固定された工作物に係留すること。
- ・イベント時にノーリードやロングリードを計画する場合は、場所を限定した上でペットが急に飛び出さないよう柵を設置するなど必要な措置を講じること。なお、柵などの仮設物設置には、6（1）に示す史跡の現状変更許可が必要となる場合があるので、事前に弥生情報館と相談すること。
- ・イベント終了後は、排泄物の放置などがないよう、徹底した清掃を行うこと。
- ・イベント参加者への利用条件の遵守徹底を行うこと。

⑥利用後の原状回復義務

イベント利用前・利用後（撤収後）に弥生情報館が立会し状況を確認しますので、損傷などが認められた場合は現状に回復を行うこと。もし損傷などが発生したときは、速やかに弥生情報館に連絡し、清掃、修理、復旧などの方法について指示を受けること。

5. 利用の手続き

（1）手続きの流れ

時期の目安	主催者（利用者）	弥生情報館
開催 6 カ月	・空き状況の問合せ ・共催・後援などの事業内容確定 ・行政関係課などに後援などの申請 ・弥生情報館へイベントの概要説明	・空き状況の回答 ・利用条件などの概要説明
開催 2 カ月前	・事前打合せ ・本公園所管課と事前協議の上「現状変更等許可申請書」提出（内容によっては許可まで 2 カ月以上かかる場合あり。下記 6. 参照） ・「和泉市史跡公園特別利用許可申請書」提出	・「和泉市史跡公園特別利用許可証」発行
開催 14 日前	・本公園所管課及び弥生情報館と最終打合せ	
設営	・資材搬入、設営	・設営状況の監視・立会
イベント 開催期間中	・イベントの指揮監督 ・会場内の定期的な清掃 ・苦情対応	・利用状況の監視 ・主催者（責任者）の指導
撤去	・清掃。ごみ回収、原状回復 ・弥生情報館へイベント完了報告書の提出 ・本公園所管課へ「現状変更等終了報告書」提出	・原状回復などの立会確認 ・イベント完了報告書の受理

（２）事前打合せ

イベント利用については、まずは弥生情報館と打合せをすること。

打合せ内容：イベントの利用日・目的・内容

運営体制（イベント責任者、設備設置作業責任者、安全対策など）、人、車両の動線、
駐車場・交通誘導員の配置、工作物などの配置・設置方法及び計画、その他設備利用の
有無、史跡の現状変更等申請の有無など

十分な打合せができなかったり、申請者と連絡が取れなくなったりした場合、又は打合せ協議に応じない場合は、利用意志がないものと判断します。

（３）使用許可申請手続き

申請者は、イベント利用希望日の 6 ヶ月前から開催 14 日前までに、以下の書類を弥生情報館へ提出すること。関係機関による認可申請等の都合により、やむを得ず提出が遅れる場合には、あらかじめ弥生情報館へ報告すること。なお、主催者の事務手続きによる提出の遅滞にあっては、利用を許可しない場合もあります。

【使用許可申請に係る提出書類・添付書類一覧】

- ☐ 和泉市史跡公園特別利用許可申請書
- ☐ イベント企画書（目的、期間、事業概要、実施主体、運営組織、広報計画など）
- ☐ 史跡公園平面図（使用場所を示したもの）
- ☐ 会場レイアウト図
- ☐ 設備配置計画（ゴミ箱、消火設備、電気設備など）
- ☐ 車両搬出入計画（車両台数、進入経路など）
- ☐ 警備計画（イベント中の誘導員配置、夜間警備など）
- ☐ 運営組織がわかる資料（特に責任者及び連絡先を明記）
- ☐ 出展内容がわかる資料（出展者の一覧）
- ☐ 広報計画（チラシ、ホームページ、SNS など）
- ☐ イベントのタイムスケジュール（設営～開催中～撤去を含む全日程が分かるもの）

（４）完了報告

イベント終了後、以下の項目について報告すること。

来場者数、苦情内容（件数、内容、対応等）

6. その他必要な手続き

(1) 史跡の現状変更

本公園の敷地内において、テントなどの構造物を設置する場合、又はやむを得ず杭などを打ち込む場合は、史跡の現状変更許可の手続きが必要です（文化財保護法第125条）。

- 申請時の提出書類・添付書類
- ☐ 現状変更等許可申請書
 - ☐ イベント企画書
 - ☐ 史跡公園平面図（使用場所を示したもの）
 - ☐ 会場レイアウト図
 - ☐ 設置構造物の平面図、断面図など構造がわかる図
 - ☐ 変更を行いたい場所の写真
- 完了時の提出書類・添付書類
- ☐ 現状変更等終了報告書
 - ☐ 変更前・変更中・変更後の写真

●史跡の現状変更に関する窓口：和泉市教育委員会 生涯学習部 文化遺産活用課

【住所】和泉市府中町二丁目7番5号

【電話】0725-99-8163

(2) その他、想定される手続

以下のような場合には、所管部署と協議・手続きを行うこと。

- ・食品などを提供する場合
- ・火気器具などを使用する場合
- ・交通渋滞が想定される場合
- ・仮設工作物などを設置する場合

*内容によっては上記以外にも手続きが必要となる場合があります。

7. 許可の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、公園内行為許可又は公園占用許可を取り消し、今後の利用を認めない場合があります。

- ・公の秩序を乱し、または善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき
- ・風致を害するおそれがあると認められるとき
- ・施設や附帯設備等を破壊、滅失するおそれがあると認められるとき
- ・暴力団員による不当な行為の防止などに関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益となり、又はその活動を助長するおそれがあるとき
- ・提出書類に虚偽の記載があったとき
- ・許可条件に違反したとき
- ・公園管理者の指示に従わないとき
- ・その他公園の利用や管理運営上、支障があると認められるとき

8. 参考 和泉市史跡公園条例（抄）

（設置）

第1条 本市に所在する文化財の保存及び活用を図るとともに、市民にこれと親しむ場を提供し、もって教育、学術及び文化の発展に寄与するため、和泉市史跡公園（以下「史跡公園」という。）を次のとおり設置する。

名称 位置

和泉市池上曾根史跡公園 和泉市池上町四丁目212番地の1ほか

和泉市信太の森の鏡池史跡公園（略）

（施設）

第2条 史跡公園に次の施設を置く。

和泉市池上曾根史跡公園 復元建物、体験学習運営施設、遺構復元広場その他の施設

和泉市信太の森の鏡池史跡公園 史跡広場、展示学習施設その他の施設

（管理）

第3条 史跡公園は、和泉市教育委員会（以下「委員会」という。）が管理する。

（入園の制限）

第4条 委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者に対し、入園を拒み、又は退去を命ずることができる。

- （1） 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがある者
- （2） 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる行為をするおそれがある者
- （3） 施設、展示品、設備等（以下「施設等」という。）を汚損し、又は損傷するおそれがある者
- （4） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）を利用するおそれがあると認められる者
- （5） 前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従わない者

（行為の制限）

第5条 史跡公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。

- （1） 物品の販売、募金その他これらに類する行為をすること。
- （2） 業として写真、映画等の撮影をすること。
- （3） はり紙若しくははり札をし、又は広告を掲示すること。
- （4） 興行を行うこと。
- （5） 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのために史跡公園の全部又は一部を独占して利用すること。

2 委員会は、前項各号に掲げる行為が史跡公園の利用に支障を及ぼさず、かつ、暴力団を利用するおそれがないと認められる場合に限り、許可を与えることができる。

3 委員会は、第1項の許可に史跡公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

（平24条例25・一部改正）

（行為の禁止）

第6条 史跡公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- （1） 施設等を汚損し、又は損傷すること。
- （2） 樹木を伐採し、又は土石若しくは植物を採集すること。
- （3） 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- （4） 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は止め置くこと。
- （5） ごみその他の汚物の投棄等不衛生な行為をすること。

（損害賠償）

第7条 利用者は、史跡公園の施設等を汚損し、又は損傷したときは、委員会の指示するところに従い、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

9. 参考 和泉市史跡公園運営規則（抄）

（特別利用の許可申請）

第4条 条例第5条の規定による許可（以下「特別利用の許可」という。）を受けようとする者は、利用前5日までに、和泉市史跡公園特別利用許可申請書（様式第1号）を委員会に提出しなければならない。

2 前項に定める申請は、利用しようとする日の属する月前6月から受理するものとする。

（許可証の交付）

第5条 委員会は、特別利用の許可をしたときは、和泉市史跡公園特別利用許可証（様式第2号）を交付する。

2 委員会は、前項の許可に際し、次の条件を付することができる。

（1）史跡公園内の施設、設備、展示品等（以下「施設等」という。）に関する事項

（2）一般来園者の利用に関する事項

（特別利用の期間）

第6条 特別利用の期間は、引き続き3日を超えることができない。ただし、委員会において特別の事由があると認めた場合は、この限りではない。

（許可の取消し）

第7条 特別利用の許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、委員会は、当該許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは史跡公園からの退去を命ずることができる。

（1）偽りその他不正の手段により特別利用の許可を受けた場合

（2）条例第4条又は第6条の規定に違反した場合

（3）第5条第2項の条件に違反した場合

（4）前3号に掲げるもののほか、公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認める場合

（来園者の義務）

第8条 来園者が史跡公園の施設等を汚損し、又は損傷したときは、直ちに委員会に報告し、和泉市史跡公園の汚損又は損傷の届出書（様式第3号）を提出しなければならない。

2 委員会は、前項の届出があったときは、条例第7条の規定により損害の賠償を求めることができる。

（来園者の遵守事項）

第9条 来園者は、次の事項を守らなければならない。

（1）許可を受けないで施設内にはり紙、くぎ打ち等をしないこと。

（2）許可を受けた設備以外のものを使用しないこと。

（3）所定の場所以外で喫煙し、又は火気を使用しないこと。

（4）施設内を不潔にしないこと。

（5）施設の運営上支障を来すような行為をしないこと。

（6）周辺住民の迷惑となるような行為をしないこと。

（7）前各号に掲げるもののほか、関係職員の指示に従うこと。

		整 理 番 号	号
和泉市史跡公園特別利用許可申請書			
		年 月 日	
和泉市教育委員会 あて			
申請者	住 所		
	ふりがな		
	氏 名		
	生年月日	年 月 日生	(電話番号)
次のとおり和泉市史跡公園を利用したいので和泉市史跡公園条例及び運営規則を厳守いたしますから許可願います。なお、万一施設、備品等をき損し、又は滅失したときは、利用者の責任において弁償します。 また、本利用申請は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益となるものではありません。【はい・いいえ】 また、申請者及び責任者の情報を和泉警察署に照会することに同意します。【はい・いいえ】			
利 用 日 時	年 月 日 () 午前 午後 時～ 午前 午後 時		
利用施設名称	史跡公園		
利 用 目 的			
利用予定人員	名		
利 用 団 体 名			
責 任 者	住 所		
	ふりがな		
	氏 名		
	生年月日	年 月 日生	(電話番号)
備考			
			係 員

様式第3号(第8条関係)

和泉市史跡公園の汚損又は損傷の届出書

年 月 日

和泉市教育委員会 あて

届出者 住 所
氏 名
電 話

下記のとおり届け出いたします。

汚 損 又 は 損 傷 の 場 所	
汚 損 又 は 損 傷 の 日 時	年 月 日 午前 午後 時 分
汚 損 又 は 損 傷 の 状 況	
備 考	

10. 文化財保護法（抄）

（現状変更等の制限及び原状回復の命令）

第百二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第一項の規定による許可を与える場合には、第四十三条第三項の規定を、第一項の規定による許可を受けた者には、同条第四項の規定を準用する。

4 第一項の規定による処分には、第百十一条第一項の規定を準用する。

5 第一項の許可を受けることができなかったことにより、又は第三項で準用する第四十三条第三項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第四十一条第二項から第四項までの規定を準用する。

7 第一項の規定による許可を受けず、又は第三項で準用する第四十三条第三項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

1 1. 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（抄）

（許可の申請）

第一条 文化財保護法(略)第二百五条第一項の規定による許可を受けようとする者(以下「許可申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官(法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第一項(法第百八十四条第一項第二号に掲げる事務に係る部分に限る。第三条第一項において同じ。))の規定により当該許可を都道府県又は市(特別区を含む。以下同じ。))町村の教育委員会(当該都道府県又は市町村が法第五十三条の八第一項に規定する特定地方公共団体(第六条第一項第四号において単に「特定地方公共団体」という。))である場合にあっては、当該都道府県の知事又は市町村の長。以下この条及び第三条第一項において同じ。))が行う場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会)に提出しなければならない。

- 一 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。))又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。))の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所
- 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為(以下「現状変更等」と

いう。)を必要とする理由

- 十 現状変更等の内容及び実施の方法
- 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくは毀損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
- 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 十三 現状変更等に係る地域の地番
- 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十五 その他参考となるべき事項

2 (略)

（許可申請書の添附書類等）

第二条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
- 三 現状変更等に係る地域のキャビネ型写真
- 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
- 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 六 許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
- 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
- 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
- 九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 前項第二号の実測図及び同項第三号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

(昭二九文財規八・一部改正)

(終了の報告)

第三条 法第二百二十五条第一項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第百八十四条第一項第二号及び第百八十四条の二第一項の規定により当該許可を都道

府県又は市町村の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市町村の教育委員会）に報告するものとする。

2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

(昭二九文財規八・全改、昭三九文財規三・昭四三文令三一・昭五三文令三四・一部改正、平一二文令八・旧第四条繰上・一部改正、平一七文科令一一・平三一文科令七・一部改正)

文化庁長官殿

(記載例)

申請者住所(所在地)〇〇県〇〇市〇〇町〇〇

氏名(団体名)〇〇〇〇

(代表者氏名)〇〇〇〇

現状変更等許可申請書

このことについて、文化財保護法第125条第1項の規定により、下記のとおり、申請します。

記

1	国指定の文化財の名称	史跡 池上曾根遺跡
2	指定の年月日	昭和51年4月26日 (昭和53年11月5日・平成5年3月25日追加指定)
3	所在地	大阪府和泉市池上町31番地の1他
4	所有者の氏名又は名称及び住所	氏名 和泉市長 住所 和泉市府中町二丁目7番5号
5	権限に基づく占有者の氏名又は名称及び住所	なし
6	管理団体の名称及び事務所の所在地	なし
7	管理責任者がある場合は、その氏名及び住所	なし
8	許可申請書の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地	申請者と同じ
9	現状変更等を必要とする理由	イベント開催に伴う仮設物の設置
10	現状変更等の内容及び実施の方法	テント〇張及び仮設ステージ〇基の設置(別紙)
11	現状変更等により生ずべき物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡に及ぼす影響に関する事項	掘削や打設を行わずウェイトにより固定するため影響なし
12	現状変更等の着手及び終了の予定時期	着手:許可後 終了:令和〇年〇月〇日
13	現状変更等に係る地域の地番	大阪府和泉市池上町四丁目〇〇〇、〇〇〇
14	現状変更等に係る工事その他の行為の施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地	氏名(団体名)〇〇〇〇 住所(所在地)〇〇県〇〇市〇〇町〇〇
15	その他参考となるべき事項	担当者:〇〇〇〇 連絡先:〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

添付書類 ①現状変更等の設計仕様書及び設計図 ②現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図 ③現状変更等に係る地域のキャビネ型写真 ④現状変更等を必要とする理由を証するに足る資料があるときは、その資料 ⑤許可申請者が所有者以外のものであるときは、所有者の承諾書 ⑥許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書 ⑦管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書 ⑧管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

文化庁長官殿

(記載例)

申請者住所(所在地)〇〇県〇〇市〇〇町〇〇

氏名(団体名)〇〇〇〇

(代表者氏名)〇〇〇〇

現状変更等終了報告書

令和〇年〇月〇日付け和泉教文第〇号で許可を受けた下記についての現状変更等は終了しましたので、報告します。

記

1	国指定の文化財の名称	史跡 池上曾根遺跡
2	現状変更等の内容	イベント開催に伴う仮設物の設置 テント〇張及び仮設ステージ〇基
3	現状変更等の許可年月日	令和〇年〇月〇日
4	終了年月日	令和〇年〇月〇日
5	現状及び内容	仮設物はウェイトにより固定したため影響なし
6	その他参考となるべき事項	現状変更等に係る地域の地番 大阪府和泉市池上町四丁目〇〇〇、〇〇〇

添付書類 現状変更等の結果を示す写真又は見取図（行為中のものも適宜添付のこと）



